

徴収猶予のご案内

市税を一時に納付することが難しい方のために徴収猶予の制度があります。

猶予が認められると…

- 原則1年以内の期間に限り納税が猶予されます。
- 新たな督促や差押、換価などの滞納処分は行われません。
- すでに差押を受けている場合は申請により差押が解除される場合があります。
- 徴収猶予期間中の延滞金は一部または全部が免除されます。

1. 要件 下記要件①～④の全てに該当すること

- ① 以下のア～カのいずれかに該当する事実がある
 - (ア) 災害により財産に相当な損失が生じた場合
 - (イ) 本人又は生計を一にする親族が病気にかかった場合
 - (ウ) 事業を廃止し、又は休止した場合
 - (エ) 事業に著しい損失を受けた場合 ★
 - (オ) アからエに類する事実がある場合
 - (カ) 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定した場合

★「(エ) 事業に著しい損失を受けた」とは、猶予を受けようとする期間の直近1年間の損益計算において、そのさらに前年1年間の利益の額の2分の1を超えて損失が生じている場合をいいます。
- ② 猶予該当事実に基づき、申請者が納付すべき市税等を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

なお、上記の要件に該当しないときでも他の猶予制度をご案内できる場合がございますので、収納課までご相談ください。

2. 申請期限

上記ア～オの事実に該当する場合は、申請の期限はありませんが原則猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
上記カの事実に該当する場合は、その本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

3. 必要書類

- 徴収猶予申請書
- 下記添付書類

猶予を受けようとする金額	
100万円以下	100万円を超える
・ 災害、病気、事業の休廃業等を証する書類 ※1 ・ 財産収支状況書	・ 災害、病気、事業の休廃業等を証する書類 ※1 ・ 財産目録 ・ 収支の明細書 ・ 担保提供に関する書類 ※2

※1 猶予該当事実があることを証する書類の例：り災証明書・診断書・医療費の領収書等、廃業届、決算書 等

※2 猶予期間が3か月以内の場合は担保の提供は不要です

4. 提出先

〒569-0067
大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市役所 総務部収納課 (TEL：072-674-7155・7156)